

当該技術の実施医療機関の要件（基本10-2）

高度先進医療名：HLA 抗原不一致血縁ドナーからの CD34 陽性造血幹細胞移植（206）	
適応症：HLA 適合ドナーがないために造血幹細胞移植が受けられない小児の癌、難治性造血障害、および免疫不全症	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	内科、小児科
資格	要（血液学会専門医）
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	3例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 注2)	要（輸血部常勤医師1名以上）
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 （薬剤師、臨床工学技士等）	要（専任の細胞培養担当者1名以上）
病床数	不要
診療科	要（実施診療科、輸血部）
当直体制	要（実施診療科）
緊急手術の実施体制	要
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 （患者容態急変時等）	不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要（血球分離装置等の細胞処理に必要な機器）
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（有効性が認められた症例3以上）
その他	自施設内で実施できること。
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要（10例まで又は6か月間は月毎の報告）
その他	

注1）当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2）医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

11 放射線治療

- ・ 悪性腫瘍に対する粒子線治療
- ・ 固形がんに対する重粒子線治療

当該技術の実施医療機関の要件（基本11）

高度先進医療名：悪性腫瘍に対する粒子線治療（132）	
適応症：固形がん	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	放射線科
資格	要（日本医学放射線学会専門医）
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	10年以上
当該技術の経験症例数	10例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数（注2）	常勤医師5名以上
他診療科の医師数（注2）	要（薬剤師1名以上、診療放射線技師1名以上）
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 （薬剤師、臨床工学技士等）	要（薬剤師1名以上、診療放射線技師1名以上）
病床数	不要
診療科	要（実施診療科）
当直体制	要（実施診療科）
緊急手術の実施体制	要（自施設にない場合は、他の医療機関と連携可）
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 （患者容態急変時等）	要 連携の具体的内容：患者の急変時等
医療機器の保守管理体制	要（粒子線装置等の運転及び維持管理体制の確保）
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（有効性が認められた症例10例以上）
その他	自施設内で実施できること。
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1）当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2）医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件（基本11）

高度先進医療名：固形がんに対する重粒子線治療（156）	
適応症：固形がん	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	放射線科
資格	要（放射線学会専門医）
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	10年以上
当該技術の経験症例数	10例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	常勤医師5名以上
他診療科の医師数 注2)	要（薬剤師1名以上、診療放射線技師1名以上）
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 （薬剤師、臨床工学技士等）	要（薬剤師1名以上、診療放射線技師1名以上）
病床数	不要
診療科	要（実施診療科）
当直体制	要（実施診療科）
緊急手術の実施体制	要（自施設にない場合は、他の医療機関と連携可）
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 （患者容態急変時等）	要 連携の具体的内容：患者の急変時等
医療機器の保守管理体制	要（粒子線装置等の運転及び維持管理体制の確保）
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（有効性が認められた症例10例以上）
その他	自施設内で実施できること。
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

12-1 その他の外科手術

- ・ 顔面骨, 頭蓋骨の観血的移動術
- ・ 人工括約筋を用いた尿失禁の治療
- ・ 人工中耳
- ・ 門脈圧亢進症に対する経頸静脈肝内門脈大循環短絡術
- ・ 声帯内自家側頭筋膜移植術
- ・ 胎児尿路-羊水腔シャント術
- ・ 胎児胸腔-羊水腔シャントチューブ留置術
- ・ 一絨毛膜性双胎妊娠において発症した双胎間輸血症候群
に対する内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術

当該技術の実施医療機関の要件（基本12—1）

高度先進医療名：顔面骨、頭蓋骨の観血的移動術（16）	
適応症：顔面骨・頭蓋骨の先天奇形	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	形成外科、口腔外科 等
資格	要（形成外科学会、脳神経外科学会専門医）
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 注2)	要 麻酔科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要（実施診療科、麻酔科、耳鼻科、眼科）
当直体制	要（実施診療科）
緊急手術の実施体制	要
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（有効性が認められた症例5例以上）
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件（基本12-1）

高度先進医療名：人工括約筋を用いた尿失禁の治療（59）	
適応症：尿失禁	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	泌尿器科、産婦人科
資格	要（泌尿器科学会、産科婦人科学会専門医）
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数（注2）	常勤医師2名以上
他診療科の医師数（注2）	要 麻酔科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 （薬剤師、臨床工学技士等）	不要
病床数	不要
診療科	要（実施診療科、麻酔科）
当直体制	要（実施診療科）
緊急手術の実施体制	要
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 （患者容態急変時等）	不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（有効性が認められた症例5例以上）
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1）当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2）医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件（基本12-1）

高度先進医療名：人工中耳（60）	
適応症：慢性中耳炎等による難聴者	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	耳鼻咽喉科
資格	要（耳鼻咽喉科学会専門医）
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数（注2）	常勤医師2名以上
他診療科の医師数（注2）	要 麻酔科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 （薬剤師、臨床工学技士等）	要：言語聴覚士1名以上
病床数	不要
診療科	要（実施診療科、麻酔科）
当直体制	要（実施診療科）
緊急手術の実施体制	要
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 （患者容態急変時等）	不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（有効性が認められた症例5例以上）
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1）当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2）医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件（基本12-1）

高度先進医療名：門脈圧亢進症に対する経頸静脈肝内門脈大循環短絡術（142）	
適応症：内視鏡的治療、薬物治療抵抗性の食道・胃静脈瘤、門脈圧亢進症性胃腸症、難治性腹水	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	内科、消化器科
資格	要（消化器病学会専門医）
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	10例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 注2)	要 麻酔科1名以上、外科2名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要（実施診療科、麻酔科、外科）
当直体制	要（実施診療科）
緊急手術の実施体制	要
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（有効性が認められた症例10例以上）
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件（基本12-1）

高度先進医療名：声帯内自家側頭筋膜移植術（146）	
適応症：一側性反回神経麻痺、声帯溝症	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	耳鼻咽喉科
資格	要（耳鼻咽喉科学会専門医）
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 注2)	要 麻酔科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要（実施診療科、麻酔科）
当直体制	要（実施診療科）
緊急手術の実施体制	要
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（有効性が認められた症例5例以上）
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件（基本12-1）

高度先進医療名：胎児尿路－羊水腔シャント術（165）	
適応症：Prune-Belly 症候群等の胎児閉塞性尿路疾患	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	産科、小児科
資格	要（産科婦人科学会専門医）
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 注2)	要 麻酔科1名以上、小児科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要（実施診療科、麻酔科、小児科）
当直体制	要（実施診療科）
緊急手術の実施体制	要
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（有効性が認められた症例5例以上）
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件（基本12-1）

高度先進医療名：胎児胸腔-羊水腔シャントチューブ留置術（209）	
適応症：胸水を主徴候とする非免疫性胎児水腫症（NIHF）例で以下の条件を満たす症例 （1）特発性あるいは既知の胎児先天性感染による（2）妊娠20週から34週未満である （3）1回の胸腔穿刺後1週間以降に胸水再貯留を見る	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	産科、小児科
資格	要（産科婦人科学会専門医）
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数（注2）	常勤医師2名以上
他診療科の医師数（注2）	要 麻酔科1名以上、小児科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 （薬剤師、臨床工学技士等）	不要
病床数	不要
診療科	要（実施診療科、麻酔科、小児科）
当直体制	要（実施診療科）
緊急手術の実施体制	要
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 （患者容態急変時等）	不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（有効性が認められた症例5例以上）
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1）当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2）医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件（基本12—1）

高度先進医療名：一絨毛膜性双胎妊娠において発症した双胎間輸血症候群に対する内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術（233）	
適応症：双胎間輸血症候群に罹患した一絨毛膜性双胎妊娠の母児（妊娠16～26週）	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	産科、小児科
資格	要（産科婦人科学会専門医）
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 注2)	要 麻酔科1名以上、小児科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要（臨床工学技士1名以上）
病床数	不要
診療科	要（実施診療科、麻酔科、小児科）
当直体制	要（実施診療科）
緊急手術の実施体制	要
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（有効性が認められた症例5例以上）
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には、歯科医師も含まれる。

12-2 その他の外科手術（整形外科領域）

- ・ 腫瘍性骨病変および骨粗鬆症に伴う骨脆弱性病変に対する経皮的骨形成術
- ・ 脊椎腫瘍に対する腫瘍脊椎骨全摘術
- ・ 自家液体窒素処理骨による骨軟部腫瘍切除後骨欠損の再建

当該技術の実施医療機関の要件（基本12-2）

高度先進医療名：腫瘍性骨病変および骨粗鬆症に伴う骨脆弱性病変に対する 経皮的骨形成術（145）	
適応症：転移性脊椎骨腫瘍及び骨粗鬆症による脊椎骨折	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	整形外科
資格	要（整形外科学会専門医）
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数（注2）	常勤医師3名以上
他診療科の医師数（注2）	要 麻酔科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 （薬剤師、臨床工学技士等）	要（理学療法士1名以上）
病床数	不要
診療科	要（整形外科、麻酔科）
当直体制	要（整形外科）
緊急手術の実施体制	要
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 （患者容態急変時等）	要 連携の具体的内容：術後に化学療法等の治療を行う施設と適切な連携体制が確保されていること。
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（有効性が認められた症例5例以上）
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要（10例まで又は6か月間は月毎の報告）
その他	

注1）当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2）医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件（基本12-2）

高度先進医療名：脊椎腫瘍に対する腫瘍脊椎骨全摘術（157）	
適応症：原発性（悪性及び良性）脊椎腫瘍、転移性脊椎腫瘍	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	整形外科
資格	要（整形外科学会専門医）
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	常勤医師3名以上
他診療科の医師数 注2)	要 麻酔科1名以上、病理医1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要（理学療法士1名以上）
病床数	不要
診療科	要（整形外科、麻酔科、病理部門）
当直体制	要（整形外科）
緊急手術の実施体制	要
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要 連携の具体的内容：術後に化学療法等の治療を行う施設と適切な連携体制が確保されていること。
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（有効性が認められた症例5例以上）
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要（10例まで又は6か月間は月毎の報告）
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。